

第3回農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和2年3月27日（金） 午前10時55分～
 2. 場 所 野辺地町役場 議場
 3. 会議に出席した委員
1番 高 松 誠 2番 村 山 淳 一 3番 野田頭 政 子
5番 村 山 勝 雄 6番 田 村 敬 一 7番 毛 利 勝 廣
8番 野 坂 長太郎 9番 高 田 光 雄
 4. 会議に欠席した委員
4番 福 士 重 光
 5. 会議に出席した農地最適化推進委員
杉 山 福 行 柴 崎 幸 三 野 坂 勝
古 沢 高 明 村 山 茂 ニッ森 均
 6. 会議に欠席した農地最適化推進委員
亀 田 和 雄
 7. 会議に出席した職員
事務局長 瀧澤 誠 総括主幹 寺澤 いづみ
 8. 会議に付した案件
議案第7号 農地法第3条について
議案第8号 農地・非農地の判断について
議案第9号 令和2年度農作業労働賃金等標準額の設定について
報告第5号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）
報告第6号 農地法第18条
報告第7号 農業委員会の任免について
 9. 議事の概要
以下のとおり。
-

【開会時刻 10時55分】

議長

ただいまから、野辺地町農業委員会、第3回総会を開会いたします。
本日の出席委員数は8名です。定足数に達しておりますので、本会議は成立いたします。
本日の付議案件は3件と報告3件となっております。
事務局に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
恒例により議事録署名者は議長の指名で差し支えありませんか。

委員

(異議なし)

議長

異議なしと認め、2番 村山委員と、6番 田村委員にお願いします。
議事に入ります。「議案第7号 農地法第3」を議題といたします。
事務局の説明をもとめます。

事務局

議案書1ページ、お開き願います。
議案第7号 農地法第3条の規定に基づく農業委員会の許可について申請書の提出があったので審議を求めるものであります。

【議案第7号、議案書をもとに朗読、説明】

以上で議案第7号の説明を終わります。

議長

それでは議案第7号について、御審議願います。
御質問等ございませんか。

委員

(なし)

議長

議案第7号について、原案のとおり決定することで御異議ございませんか。

委員

(異議なし)

議長

異議ないものと認め、議案第7号については原案のとおり決定いたします。
次に、「議案第8号 農地・非農地の判断について」を議題といたします。
事務局の説明をもとめます。

事務局

議案第8号 利用状況調査及び荒廃農地調査によりB分類と判定した農地について、農地・非農地の判断を求めるものであります。

【議案第8号、議案書及び別紙資料をもとに朗読、説明】

議案第8号の説明については以上です

議長

それでは議案第8号について、御審議願います。

	御質問等ございませんか。
委員	(なし)
議長	議案第 8 号について、非農地とすることで御異議ございませんか。
委員	(異議なし)
議長	異議ないものと認め、議案第 8 号については非農地とします。 次に、「議案第 9 号 令和 2 年度農作業労働賃金等標準額の設定について」を議題とします。 事務局の説明をもとめます。
事務局	議案第 9 号 令和 2 年度農作業労働賃金等の標準額の設定について、審議を求めるものであります。 今回の標準額設定案は、農作業労働賃金 1 時間当たりを 7 7 0 円とし、農業機械利用料については、改定せず据え置くというものであります。 議案書 5 ページをお開き願います。 1. 農作業労働賃金については、これまで 1 時間当たり 7 5 0 円でしたが、青森県最低賃金が 7 9 0 円になったこと、近隣市町村の設定平均額が 7 7 0 円であることを鑑み、2 0 円増の 7 7 0 円という案を設定したものであります。 2. 農業機械利用料についても近隣市町村の設定額と比較をしましたが、差がなかったため、据え置く設定案としてございます。 以上で議案第 9 号の説明を終わります。
議長	それでは議案第 9 号について、御審議願います。 御質問等ございませんか。
8 番	委員の皆さんはこの単価を使っていますか。
7 番	私は使っています。
2 番	青森県の最低賃金が 7 9 0 円ですと事務局の説明でありましたが、どうして 7 7 0 円の設定案なのですか。
事務局	近隣市町村の設定平均額を参考としたものです。一度に 4 0 円増すのは雇用側に負担がかかるのではということを検討したからです。
2 番	最低賃金が 7 9 0 円なのだから、それ以上の単価にしなければならないのではないですか。
7 番	これはあくまでも設定なのだから、実際は当人同士で決めればいいのか。
6 番	ちなみに農協の作業員の時給はいくらくらいなのか。

5番	800円だと思ったが。
3番	働く人たちは高い方がいいだろうし、農家の方たちの採算のことを考えると、労働の質によって高い低いもあるだろうし。これを下回らないようにきっちり払えば、あとは経営者の感覚で高く支払ったりすればいいのではないかと思います。
5番	これは、あくまでも参考だからね。
事務局	資料の真ん中あたりに、当事者双方で協議のうえご利用ください、これはあくまでも参考単価なんですよということで、これまでも決めてまいりました。
2番	あくまでも参考単価だったら790円でもいいんじゃないでしょうか。
事務局	事務局からの案としては、近隣町村を調査した結果その設定案としました。今ここで委員の皆様にお諮りしているのが、この単価でもよろしいですかという、あくまでも提案です。委員の皆様が、これでは低すぎる、高ければ人が来ないという意見がございましたので、もしこの金額より上乗せした方がいいのであれば、青森県の最低労働賃金に合わせることも可能です。そのための委員会ですから。
7番	このままでいいと思う。
議長	では、あくまでも参考ということで、作業によって支払う賃金も変わると思いますので、その辺はお互いに情報交換をして、経営者の感覚で支払っていただくということで。 それでは、これはあくまでも基準として設定したいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。 それでは、議案第9号について御審議いただいたわけですが、原案のとおり決定することで御異議ございませんか。
委員	(異議なし)
議長	異議ないものと認め、議案第9号については原案のとおり決定いたします。次に、「報告第5号 農地法第3条の3」を議題とします。事務局の説明をもとめます。
事務局	議案書6ページ、お開き願います。 報告第5号 農地法第3条 相続等による権利移動について報告します。 【報告第5号、議案書及び別紙資料をもとに朗読、説明】 報告第5号の説明については以上です
議長	それでは、報告第5号について、御意見等ございませんか。

委員	(なし)
議長	次に、「報告第6号 農地転法第18条」を議題とします。 事務局の説明をもとめます。
事務局	議案書8ページ、お開き願います。 報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知について、土地の貸借の合意解約の通知があったので報告します。 【報告第6号、議案書及び別紙資料をもとに朗読、説明】 今回の2件については、貸付人と借受人が話し合いによる合意解約を行っており、合意解約日から引渡しまで6か月以内であることから許可を必要とせず報告となっております。 報告第6号については以上です。
議長	それでは、報告第6号について、御意見等ございませんか。
委員	(なし)
議長	次に、「報告第7号 農業委員会職員の任免について」を議題といたします。 事務局の説明をもとめます。
事務局	議案書9ページをお願いします。 報告第7号 農業委員会職員の任免について、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により、本委員会に関わる職員の任免を行うものとするものであります。 1 野辺地町に出向させる職員「事務局長 瀧澤 誠」 2 野辺地町から出向する職員「事務局長 玉山 順一」となります。 以上です。
議長	それでは、報告第7号について、御意見等ございませんか。
委員	(なし)
議長	質門もないようですので、これもちまして、本日の議事を終了いたします。
	【閉会時刻 11時12分】